



今回の内容

●必ず行わないといけない論点

- P1 … 期中現金主義 など「令和5年9月末の調整」
- P2 … 令和5年10月以降「請求書・領収書等の発行」

●行なわないと損する論点

- P3 … 令和5年10月以降「記帳と集計の注意点」
- P4 … 「令和5年9月末の棚卸」

いよいよ10月から
インボイス制度が
スタートですね…



葵ちゃん

制度が開始される
令和5年に注意が
必要な論点を確認
していきましょう!



先輩

期中現金主義 又は 請求書発行日基準「令和5年9月末の調整」

必須項目

START!

インボイス登録しなければ、
令和5年分の消費税申告義務
なし。(本来は免税事業者)

はい

インボイスの登録をしたため
10月分から消費税申告が必要?

いいえ

いいえ

9月末の調整
必要なし

はい

「期中現金主義」又は
「請求書発行日基準」を採用。

いいえ

はい

9月末に調整必要!



調整しないと…
申告が行えない!?



「期中現金主義」「請求書発行日基準」の調整	9月末	年末
・売上の未収 (全ての計算方法) ・経費の未払 (原則課税)	必要	必要
・経費の未払 (簡易課税) (2割特例) ※消費税は影響ないが、所得税に影響する	不要	必要

令和5年9月30日・10月1日の調整仕訳が必要

※例示は税込経理・期中現金主義の調整。請求書発行日基準採用の場合も、月末で同様に調整が必要。

- 9月末で入金されていない売上の総額が10万円ある。 (調整①)
【9月30日】 売掛金 100,000円 / 売上 100,000円
 - 上記9月30日の仕訳を10月1日でマイナス(逆仕訳)。 (調整②)
【10月1日】 売上 100,000円 / 売掛金 100,000円
 - 10月20日に上記未収代金10万円全額が入金された。(通常仕訳)
【10月20日】 預金 100,000円 / 売上 100,000円
- 調整結果 【9月売上…10万円】 【10月売上…0円 (消費税申告対象)】

期中現金主義とは?

実務上の例外的な記帳方法です。

- ① 日常の売上・経費の記帳は
入出金日で計上。
- ② 「未収の売上」「未払の経
費」を年末計上。(調整①)
- ③ 翌年1/1に年末計上した金
額をマイナス。(調整②)

請求書発行日基準とは?

実務上の例外的な記帳方法です。

請求書発行日や締め日は売上・
経費の正しい計上日※ではあり
ません。※商品引渡日やサービス完了日等

例：請求の締め日が15日締め

- ① 日常の売上・経費の記帳は
請求書の締め日で計上。
- ② 12/16～末日までの「締め後
売上」「締め後経費」を年末
計上。(調整①)
- ③ 翌年1/1に年末計上した金
額をマイナス。(調整②)

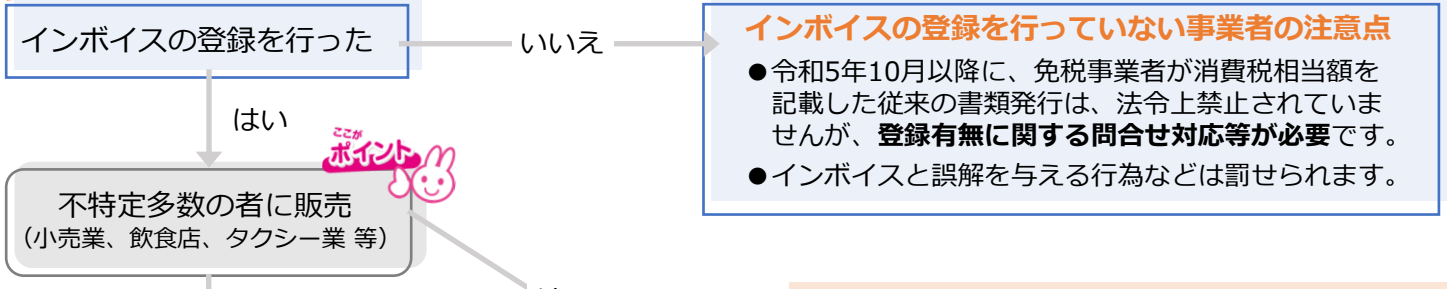
年末同様の調整が必要!

- 左記フローチャートで調整が
必要になった方は令和5年9月
末と年末の2回調整が必要です。
調整を行わないと、消費税の
確定申告に誤りが生じます。

調整を行わないと、消費税の
確定申告に計上できない9月
以前の売上や経費が、10月以
降に計上されてしまいます。
調整が必要かの確認などは、
年内にご来局ください。



START!



インボイス (原則) の交付

請求書 △△商事(株) 登録番号 T 012345...

△△御中 ← ⑥

11月分 131,200円 ① × ×年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット ③	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ * 軽減税率対象

小売業等は原則・例外選択が可能

簡易インボイス (例外) の交付

② XX年11月30日

スーパー〇〇 東京都... 登録番号 T 123456... ①

領収書

③

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		④ ⑤ ③24
(内) 消費税額		④ ⑤ 24
10%対象		④ ⑤ 50
(内) 消費税額		④ ⑤ 50
お預り		¥1,000
お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載 ※両方記載することも可能

お客様の氏名を記載しなくて良い!

記載事項	原則	例外	記載事項	原則	例外
① 発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	○	○	④ 税率ごとに区分した対価の額(税抜又は税込)	○	○
② 取引年月日	○	○	⑤ 税率毎に区分した消費税額等及び適用税率	○	▲
③ 取引内容(軽減税率の対象の場合はその旨)	○	○	⑥ 交付を受ける事業者の氏名又は名称	○	×

- 下線の項目が追加される記載です。
- 記載が必要な項目は○、不要な項目は×、消費税額等又は適用税率のいずれかの記載による項目は▲

適格請求書発行事業者の義務 ※ 適格請求書 = インボイス

> 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- **適格請求書の交付**
取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、適格請求書(又は適格簡易請求書)を交付する
- **適格返還請求書の交付**
返品や値引きなど、売上げに係る対価の返還等を行う場合に、適格返還請求書を交付する
※ 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合、交付義務は免除
- **修正した適格請求書の交付**
交付した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)に誤りがあった場合に、修正した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)を交付する
- **写しの保存**
交付した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)の写しを保存する
※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

発行事業者の注意点

- ・ インボイスを求められた場合のみ発行しても問題ない。
- ・ 番号を領収書へ押印したり、手書きで記載しても問題ない。
- ・ 書面に代えて電子データ発行しても問題ない。
※データの保存義務あり
- ・ インボイス、簡易インボイス写しは、7年間の保存が必要。
- ・ 写しの保存は、請求書などのコピーに限らず、記載事項が確認できる、レジのジャーナル・一覧表・明細書などの保存でも問題ない。
- ・ 控えが残らない領収書を利用している場合は、インボイス用の領収書を購入して、使い分ける方法もある。

売手(適格請求書発行事業者) 事業者

買手 取引先

適格請求書

売手は軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、取引先(課税事業者)から求められた場合には、適格請求書を交付しなければなりません。

交付した適格請求書の写しの保存が必要となります。

書面での交付に代えて、電磁的記録により提供することもできます。

令和5年10月以降「記帳と集計の注意点」

START!

経費の記帳について

消費税確定申告の計算方法※は？
※P4に解説あり

原則課税

2割特例

簡易課税

消費税
対象経費？
いいえ
はい

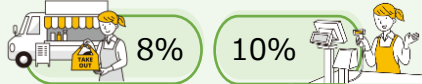
従来通り記帳

※インボイス必要なし

ここがポイント

経費支払い時にインボイスが発行可能か相手に確認（交付免除取引、少額特例以外）

科目ごとに税率を区分



- ・インボイス登録事業者への支払
- ・交付免除取引、少額特例の支払

該当しない

該当する

経過措置

80%控除

従来通り

全額控除

経過措置とは？

制度開始後6年間は、仕入税額の一定割合を控除できる経過措置が設けられています。
(請求書の保存など、要件あり)
【令和5年10月～令和8年9月】80%
【令和8年10月～令和11年9月】50%



令和5年10月以降の消費税納税義務者【帳簿記載事項】

	帳簿の記載事項	計算方法		
		原則	2割特例	簡易
売上・経費共通の項目	① 相手方の氏名又は名称	○	○	○
	② 取引年月日	○	○	○
	③ 取引内容	○	○	○
	④ 取引金額	○	○	○
	⑤ 税率の区分	○	▲	▲
売上の項目	・売上の種類ごとの区分	×	×	○
経費の項目	・インボイスの有無 ※全額控除又は80%控除の判断	○	×	×

●下線の項目が追加される記載です。

●必要項目 ○、不要項目 ×、売上は区分必要だが経費は不要な項目 ▲

START!

売上の記帳について

消費税確定申告の計算方法※は？
※P4に解説あり

原則課税

2割特例

簡易課税

売上を8%と10%に区分

売上を8%と10%に区分

OK

ない

売上の種類が複数ある？

ここがポイント



区分済み

売上の種類ごとに区分

区分しないと損!?

【用語解説】

以下は、取引内容を記載した帳簿の保存のみで原則課税の計算時に全額控除が認められます。
※金額の判定は1回の取引単位で行います。

交付免除取引の支払（インボイス不要）※主な取引内容抜粋

取引内容	具体例
税込3万円未満の公共交通料金の支払	電車・バス など
税込3万円未満の自動販売機の支払	自動販売機
郵便ポストに投函される郵便物	郵便ハガキ など
従業員に支給する交通費	通勤手当 など

少額特例の支払（インボイス不要）

取引内容	留意点
税込1万円未満の支払	<p>適用期間 令和5年10月～令和11年9月30日まで。</p> <p>適用対象者 基準期間の課税売上1億円以下、又は、特定期間の課税売上5千万円以下の事業者。</p>

「令和5年9月末の棚卸」

スタート

インボイス登録しなければ、
令和5年分の消費税申告義務
なし。（本来は免税事業者）

いいえ

9月末の棚卸必要なし

はい

インボイスの登録をしたため
10月分から消費税申告が必要？

いいえ

はい

計算方法は？

原則課税

2割特例

簡易課税

9月末の棚卸必要なし

棚卸商品
ある？

ある

ない

9月末に棚卸
するとお得!?

棚卸金額の最大
9%程度節税!

消費税の確定申告「計算方法」

	原則課税	簡易課税	2割特例
条件	簡易課税の 適用者以外	基準期間の課税売上が 5,000万円以下	インボイスの登録をしていて 基準期間 及び 特定期間の 課税売上が1,000万円以下
届出	不要	事前の届出 (やめる場合も事前の届出必要)	不要 (申告時に他の計算方法と有利選択可)
納税額の 計算方法	売上の消費税 - 経費の消費税	売上の消費税 × (1 - 業種割合)	売上の消費税 × 20%
留意事項	経費が多い程、納税額は減少し、還付制度もある。帳簿要件を満たさないと、税務調査で否認される可能性がある。	・業種で納税額1割～6割負担に変動。経費が多い年は、原則課税有利。適用等の強制期間あり。	・下記の場合は適用不可。 ①「課税期間の短縮を行っている」 ②「制度開始前から課税事業者の選択届出が有効」 ・令和5年～8年までの経過措置。
記帳	経費の記帳は細かい記帳が必要となるため、最も煩雑。	売上の税率区分と業種区分を行なうだけのため、簡便的。	売上の税率区分を行なうだけのため、最も簡便的。

年内に品川青色申告会へ確認しに行こう！

確定申告サポート崩壊の危機!?

年内の記帳確認などにご協力ください！

インボイスで
サポート体制
ヤバいらしい

アネゴさん

協力して
あげて！

鬼姫ちゃん



YouTubeで「葵ちゃん」
「先輩」にまた会える！
ゆる～く動画を配信中です。



あおいろVoice-TV